

お知らせ

量搬入の皆様へ

以下の違反をした場合には、**廃棄物処理法により処罰されることがありますので、ご注意ください。**

1. 一般廃棄物収集運搬業の許可を得ずに、市民や、量替えを行った量店等の業者から一般廃棄物に該当する量の運搬を依頼され、業として行った場合
 - ・ 行為者は**5年以下の懲役 若しくは1,000万円以下の罰金またはこれの併科**
 - ・ 法人は**3億円以下の罰金**

根拠条文：廃棄物処理法第25条第1項第1号、第32条第1項第1号

2. 量替えを行った量店等の業者が、一般廃棄物に該当する量を無許可業者に処理委託した場合
 - ・ 行為者は**5年以下の懲役 若しくは1,000万円以下の罰金またはこれの併科**

根拠条文：廃棄物処理法第25条第1項第6号

3. 建設業に係る工作物（住居・事業所等を含む）の新築、改築または除去に伴って生じた量であって、産業廃棄物であるにもかかわらず市の一般廃棄物処理施設に故意に搬入した場合
 - ・ 行為者は**6月以下の懲役または50万円以下の罰金**

根拠条文：廃棄物処理法第29条第4号、第5号

- ※ 工務店、大工等の建設・解体業者から量店に産業廃棄物に該当する量を一般廃棄物として処理依頼することはできません。また、量店も処理依頼があっても受けることはできません。
- ※ 青森市内で一般廃棄物の収集・運搬を行う者は、青森市長の許可が必要です。